

重度心身障害児・者医療費助成事業の概要

- ・ 重度心身障害児・者の保健の向上及び福祉の増進を図るために、重度の障害のある方又はその保護者に対して医療費の一部を助成する地方単独事業。
- ・ 市町村が条例に基づいて実施。都道府県が補助。

障害のある方への主な医療費助成制度

制度名	根拠	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			自己負担	実施主体 (負担割合)	
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級			
自立支援医療制度	(更生医療)	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費を助成。 (例)人工透析、心臓手術、人工関節置換術など	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部									医療費の1割(所得に応じて月額負担上限額あり)	市町村 国1/2 県1/4 市町村1/4
	(育成医療)	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費を助成。	身体障害者手帳の有無は関係なし															
	(精神通院医療)	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費を助成。										○ 一部	○ 一部	○ 一部				
高知県重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	(地方単独事業) 市町村条例	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成。	○	○	△				○	○	△	対象外			なし	市町村 県1/2 市町村1/2		

・ 所得制限：65歳以上でH15.10.1以降、新たに重度障害者となった者は対象外
 ・ 支払方法：現物給付

参考：助成している医療の範囲

	自立支援医療制度(国制度) (障害を除去・軽減するための医療)		重度心身障害児・者医療費助成制度 (全疾病への医療(重度の方のみ))	
	通院	入院	通院	入院
身体	○ 身体障害を除去・軽減するための医療 (例:人工関節置換術、人工透析、心臓手術等)	○	○	○
知的	×	×	○	○
精神	○ 精神疾患を治療するための医療(例:投薬、精神科ケア)	×	×	×

(※) 適用優先順位：医療保険＞自立支援医療＞生活保護による医療扶助＞重度心身障害児者医療費助成